

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第1号様式(第2条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

処 理 計 画 書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称			
建設工事の 内 容	種 別	公共土木工事 民間建築工事	公共建築工事 民間土木工事
	概 要		
建設工事又は土砂埋立区域 の 位 置 及 び 区 域			
搬出する土砂の数量		m ³	
土砂を搬出する期間		年 月 日～ 年 月 日	
搬 出 先 に 係 る 事 項	土砂の搬出先の位置 及 び 区 域		
	土砂埋立 行為を 行う者	氏名又は 名 称	
		住所又は 事務所 所在地	
		連絡先	
	搬出区域 が土砂埋 立区域に あつた場 合	法令等の 名 称	
		許可等の 時 期	年 月 日
許可等の 番 号		第 号	

◎〔神奈川県二二八七〕

六〇九の三七

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

(裏)

※ } 搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域			
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称		
		住所又は事務所所在地		
		連絡先		
	搬出区域が土砂埋立区域に該当する場合	法令等の名称		
		許可等の時期	年 月 日	年 月 日
許可等の番号		第 号	第 号	
その他参考となる事項				
連絡先	部 課 係 電話番号 (内線)			

◎「神奈川県二一八七」

- 備考 1 搬出先が5箇所以上の場合は、別紙に続けて記載してください。
- 2 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、一般財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 3 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

六〇九の三八

一部改正〔平成20年規則87号・令和元年15号・3年80号〕

609の38

備考① ④ ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合に、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第4号様式(第7条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

処 理 計 画 補 完 書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の 内 容	種 別	公共土木工事 民間建築工事	公共建築工事 民間土木工事	
	概 要			
建設工事又は土砂埋立区域 の 位 置 及 び 区 域				
搬出する土砂の数量		m ³ (うち、搬出済の土砂の数量 m ³)		
土砂を搬出する期間		年 月 日～ 年 月 日		
※ 搬 出 先 に 係 る 事 項	土砂の搬出先の位置 及 び 区 域			
	土砂埋立 行為を 行う者	氏名又は 名 称		
		住所又は 事務所 所在地		
		連 絡 先		
		搬出の別	搬出済 未搬出	搬出済 未搬出
	搬出先が土砂埋立区域に法を要する場合は、	法令等の 名 称		
許可等の 時 期		年 月 日	年 月 日	
許可等の 番 号		第 号	第 号	

◎「神奈川県二一八七」

六〇九の四一

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

(裏)

※ 搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域			
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称		
		住所又は事務所在地		
		連絡先		
		搬出の別	搬出済 未搬出	搬出済 未搬出
	搬出先の区域が土砂埋立行為の区域に該当する場合	法令等の名称		
		許可等の時期	年 月 日	年 月 日
許可等の番号		第 号	第 号	
その他参考となる事項				
連絡先	部 課 係			
	電話番号 (内線)			

◎〔神奈川県二一八七〕

- 備考 1 搬出先が5箇所以上の場合、別紙に続けて記載してください。
- 2 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、一般財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 3 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

六〇九の四二

一部改正〔平成20年規則87号・令和元年15号・3年80号〕

備考① ① ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第5号様式(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

処理結果(廃止)報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の四三

※	建設工事の名称			
※	建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域			
	処理計画書届出年月日	年 月 日	受理番号	
※	搬出した土砂の数量		m ³	
※	土砂を搬出した期間		年 月 日～ 年 月 日	
※	搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		
		土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称	
			住所又は事務所在地	
		土砂の搬出先の位置及び区域		
		土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称	
			住所又は事務所在地	
その他参考となる事項				
連絡先	部 課 係 電話番号 (内線)			

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

備考④ ※印の欄は、再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録 609の43
録を添付した場合には、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録の
記載事項と重複する事項の記載を省略することができます。

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第6号様式(第9条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

土 砂 埋 立 行 為 届

年 月 日

神奈川県

土木事務所長殿

(神奈川県

治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項第8号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可等を受けた事業に関する事項	事業の名称	
	法令等の名称	
	許可等の時期及び許可等の番号	年 月 日 第 号
	許可等の区域の位置	
	許可等の区域の面積	m ²
	土砂埋立行為を行う土地の面積	m ²
	搬入する土砂の数量	m ³
	工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
連絡先	部 課 係	
	電話番号	(内線)

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の四四

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第7号様式(第11条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

土砂埋立行為許可申請書

年 月 日

神奈川県
(神奈川県)

土木事務所長殿
治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域	
土砂埋立区域の面積	m ²
土砂埋立行為を行う土地の面積	m ²
土砂埋立行為の目的	他の場所への搬出以外 (他の場所への搬出
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量	m ³
土砂埋立行為等に係る工事を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離	m
排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画	
土砂埋立行為等に必要な経費	円
土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状	
土砂埋立行為等を行って いる間における災害発生 の防止のための方法	

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の四五

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

(裏)

土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名	
	住所又は事務所 の所在地	
	必要な資格の有無	有(種類: <u> </u>) ・ 無
土砂埋立 行為等を 行う土地 の所有者	氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名	
	住所又は事務所 の所在地	
	土砂埋立行為等 を行うことについて の同意	<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日付け同意書のとおり
土砂埋立行為に用いる 土砂の性質の区分	第1種建設発生土 第2種建設発生土 第3種建設発生土 第4種建設発生土 その他	
その他参考となる事項		
連絡先	部 課 係 電話番号 (内線)	

備考1 土砂埋立行為の目的の欄は、該当するものに○印を付けてください。また、他の場所への搬出以外を目的とする場合は、発生土処分場、農地造成等具体的な目的を記載してください。

2 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分の欄の第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及び第4種建設発生土は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する区分をいいます。

3 土砂埋立行為に複数の種類の土砂を用いる場合は、用いる土砂の区分に全て○印を付けてください。

4 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為等の完了後に排水施設等を管理する者の氏名等を記載してください。

全部改正〔平成16年規則48号〕、一部改正〔平成24年規則92号・令和元年15号・3年80号〕

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の四六(六〇九の八六)

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第7号様式の2 (第12条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神奈川県
(神奈川県)

土木事務所長殿
治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及
び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第3号に規定する許可(第12条第1項に規定する承認)を受けようとする者の資力及び信用に関して次のとおり申告します。

法人設立年月日	年 月 日	資 本 金	円
前年度(個人にあっては前年)の納税額	円	法令による登録等	
土砂埋立行為その他の工事の経歴			
施工箇所	施工者	面積	土量
		m ²	m ³
		m ²	m ³
		m ²	m ³
		m ²	m ³
		m ²	m ³

法令等の許可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了

◎「神奈川県二二八七」

六〇九の八七

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

(裏)

土砂埋立行為等に必要な経費		円
内 訳	準備工に要する経費	円
	地盤改良(除草及び抜根を含む。)工	円
	進入路造成工	円
	排水施設(沈砂池及び調整池を含む。)工	円
	擁壁工	円
	その他(標識、くい及び丁張その他の必要な措置)	円
	埋立工事に要する経費	円
	盛土工	円
	排水工	円
	のり面保護工	円
	撤去工	円
	その他	円
その他の経費(土地の賃借料、人件費等間接経費を含む。)		円
請負契約(予定)金額		円
土砂搬入予定台数		台
土砂搬入事業収入		円
その他の収入		円
準備工に要する経費の調達方法	自己資金	円
	借入金	円

- 備考 1 法令による登録等の欄には、建設業法第3条の許可を得ていること等について記載してください。
- 2 土砂埋立行為その他の工事の経歴の欄には、行政庁の許可を受けて実施した土砂埋立行為その他の工事に係る経歴を記載してください。
- 3 土砂埋立行為等に必要な経費は、申請書に記載した土砂埋立行為等に必要な経費と一致します。
- 4 準備工とは、土砂埋立行為を行う前に行うこととなる地盤の改良(除草及び抜根を含む。)、進入路の造成、排水施設(沈砂池及び調整池を含む。)及び擁壁の設置、その他(標識、くい及び丁張の設置等)の必要な措置をいいます。
- 5 埋立工事とは、盛土、排水施設の設置、のり面の保護、撤去、その他の必要な措置をいいます。
- 6 その他の経費の欄は、準備工及び埋立工事に係る間接経費(土地の賃借料、人件費等)の合計を記載してください。
- 7 請負契約(予定)金額の欄は、許可を受けようとする者が土砂埋立行為等に係る工事を自ら行わずに、元請負人に発注する場合に記載してください。
- 8 土砂搬入事業収入の欄は、土砂搬入予定台数に受入単価を乗じて得た金額を記載してください。
- 9 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 前年度に係る法人事業税又は法人税の納税証明書(個人の場合は、前年に係る個人事業税及び所得税の納税証明書)
- (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票の写し)
- (3) 準備工に要する経費を自己資金で調達する場合は、金融機関が発行する預金残高証明書等
- (4) 準備工に要する経費を借入金で調達する場合は、金融機関が融資することを証する書類
- (5) 土砂埋立行為等を行うために必要な経費の調達方法を記載した資金計画書

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の八八

追加〔平成16年規則48号〕、一部改正〔平成17年規則28号・24年83号・92号・令和元年15号・3年80号〕

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第7号様式の3 (第12条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の信用及び能力に関する申告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第10条第1項第4号に規定する土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の必要な信用及び能力について次のとおり申告します。

請 負 契 約 (予 定) 金 額		円			
土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な資格及び種類					
公共工事の入札参加資格	認定行政庁	認定番号	認定年月日	認定業種、点数及び等級	有効期間
					年 月 日 ~ 年 月 日

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の八九

(裏)

土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の土砂埋立行為その他の工事の経歴				
発注者	工事名	工事場所	法令等の許認可の 年月日及び番号	着工及び完了の年 月
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
			年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

- 備考 1 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が複数いる場合は、元請負人ごとに作成してください。
- 2 許可を受けようとする者が、請負契約によらないで自ら土砂埋立行為等に係る工事を行う場合にあっては、許可を受けようとする者が元請負人となるため、次のように記載してください。
- (1) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に、自らの氏名等を記載してください。
- (2) 請負契約(予定)金額の欄には、土砂埋立行為等に係る工事に必要な金額を記載してください。
- 3 公共工事の入札参加資格の欄は、元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合に記載してください。
- 4 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人に関する次の書類を添付してください。
- (1) 建設業法第3条第1項の許可書の写し
- (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票の写し)(許可を受けようとする者が自ら土砂埋立行為等を施工する場合を除きます。)
- (3) 元請負人が公共工事の入札参加資格を有する場合は、公共工事の入札参加資格認定書の写し

全部改正〔平成24年規則92号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の九〇

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第7号様式の4 (第12条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書

土砂埋立行為の許可を受けようとする者

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

土砂埋立行為等を行う土地の所在及び地番

私は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、上記の土砂埋立行為の許可を受けようとする者から、上記に記載した私の所有する土地における土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）について、説明を受けて当該土砂埋立行為等を行うことについて同意しました。

なお、説明を受けた事項は次のとおりです。

- (1) 土砂埋立行為の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- (3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
- (4) 土砂埋立行為の目的
- (5) 土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (6) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
- (7) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
- (8) 土砂埋立行為等に必要な経費
- (9) 土砂埋立行為の完了時及び最大堆積時の土地の形状
- (10) 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生防止のための方法
- (11) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日

土地の所有者

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び印)

注意事項

1 土砂埋立行為等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。

- (1) 土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に報告すること。
 - (3) 土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、許可をした神奈川県土木事務所長（神奈川県治水事務所長）に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告又は命令を受けることがあります。

◎「神奈川県二二〇九」

六〇九の九一

(裏)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例(抜粋)

(土砂埋立行為等に係る土地の所有者の義務)

第26条の2 第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けた土砂埋立行為等につき第8条第2項の同意をした土地の所有者(以下「同意をした土地の所有者」という。)は、当該土砂埋立行為等が行われている間、少なくとも3月に1回、規則で定めるところにより、当該土砂埋立行為等の施工状況を確認しなければならない。

2 同意をした土地の所有者は、前項に規定する確認の結果、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていることを知ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 同意をした土地の所有者は、当該土砂埋立区域において、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

(土砂埋立行為等に係る土地の所有者への勧告及び命令)

第26条の3 知事は、第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項(第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合を除く。)又は第25条第2項において準用する同条第1項の規定により土砂の除却その他必要な措置を命じた場合において、当該命令を受けた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立行為等を行う土地の所有者で次の各号のいずれかに該当する者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項に規定する確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第9条第1項又は第11条第1項の許可の内容と明らかに異なる土砂埋立行為等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項に規定する報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

◎「神奈川県二二〇九」

全部改正〔平成24年規則92号〕、一部改正〔令和元年規則15号・4年38号〕

六〇九の九二

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第7号様式の5 (第12条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

説明会の開催等報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及
び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (以下「条例」という。) 第8条の2 (第11条第6項) の規定による周辺の住民等への周知を次のとおり実施したので、報告します。

土砂埋立区域の位置及び区域		
周 知 方 法	説明会の開催	書面の配布等及び掲示
開 催 日 時		
開 催 場 所		
説 明 者	役 職 名	
	氏 名	
出 席 者 数	名	
議 事 の 概 要		
質 疑 応 答 の 内 容		
特 記 事 項		

- 備考 1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成してください。
- 2 周知方法の欄は、該当するものに○印を付けてください。
- 3 特記事項の欄には、説明会の開催に先立って実施した周知の方法、条例第9条第1項の許可を受けようとする場合に説明会を開催せず、周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った理由等を記載してください。
- 4 条例第8条の2第2項又は第11条第6項の規定により周知事項を記載した書面の配布又は送付及び周知事項の掲示を行った場合は、開催日時の欄に当該書面を配布し、又は送付した日及び周知事項の掲示を開始した日を、開催場所の欄に掲示場所を記載してください。説明者の欄から質疑応答の内容の欄までの記載は必要ありません。
- 5 説明会で配布した説明資料 (周知事項を記載した書面を配布し、又は送付した場合にあっては、当該書面) の写しを添付してください。

追加 [平成24年規則92号]、一部改正 [令和元年規則15号・3年80号]

◎ [神奈川県二一八七]

六〇九の九三 (六〇九の一〇〇)

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第8号様式(第15条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

土砂埋立行為変更許可申請書

年 月 日

神奈川県

土木事務所長殿

(神奈川県

治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第11条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の変更の許可を申請します。

土砂埋立区域の位置及び区域			
当初の許可年月日及び許可番号		年	月 日 第 号
変更内容	変更前		
	変更後		
変更理由			
連絡先	部 課 係		
	電話番号 (内線)		

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の二〇一

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第9号様式(第15条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

土砂埋立行為変更届

年 月 日

神奈川県

土木事務所長殿

(神奈川県

治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第11条第3項(第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域			
当初の許可年月日及び許可番号		年 月 日	第 号
変 更 (予 定) 年 月 日		年 月 日	
変更内容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 理 由			
連絡先	部 課 係		
	電話番号	(内線)	

◎〔神奈川県二二八七〕

六〇九の二〇二

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第10号様式 (第16条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

土砂埋立行為承継承認申請書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第12条第1項の規定により、承継の承認を次の
とおり申請します。

許可を受けた者	住所又は事務所の所在地	
	氏 名 又 は 名 称 (法人にあつては、代表者の氏名)	
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
土砂埋立区域の位置及び区域		
土 砂 埋 立 区 域 の 面 積		m ²
承認申請の理由となる事実		
上記事実の発生した年月日		年 月 日
その他参考となる事項		
連絡先	部 課 係	
	電話番号	(内線)

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の一〇三

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第11号様式 (第17条関係)

120cm以上				
土砂埋立行為に関する標識				
土砂埋立区域の 位置及び区域				
土砂埋立区域の面積		㎡		
許可した者				
許可年月日 及び許可番号	年月日 第 号	土砂埋立行為等 に係る工事を行 う 期 間	年月日 ～ 年月日	
許可を受 けた者	住所(所在地)	土砂埋立区域及び周辺の 状況を示す見取図		
	氏名(名称)			
	連絡先			
土砂埋立 行為等 に係る工事 を行う元 請 負 人	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
現場責任者の氏名				
50cm以上				

一部改正〔平成16年規則48号〕

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の一〇四

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第12号様式 (第18条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦長型)

土砂埋立行為着手届

年 月 日

神奈川県

土木事務所長殿

(神奈川県

治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域			
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
着手予定年月日		年 月 日	
土砂埋立 行為等に 係る工事 を行う 元請負人	氏名又は名称及び法人 にあつては、その 代表者の氏名		
	住所又は事務所の所 在地		
現場責任者の氏名		(会社名及び部課名) (氏名) (連絡先)	
連絡 先	部 課 係	電話番号 (内線)	

◎「神奈川県二一八七」

六〇九の一〇五

一部改正〔平成16年規則48号・令和元年15号・3年80号〕

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第13号様式 (第19条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

土砂埋立行為状況報告書

年 月 日

神奈川県

土木事務所長殿

(神奈川県

治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第17条の規定により、次のとおり報告します。

土砂埋立区域の位置及び区域				
土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日			
土砂埋立行為の最大堆積時に用いる土砂の数 量	m ³			
報告に係る期間の前までに搬入した土砂の数 量	m ³			
報告に係る期間中に搬入した土砂の数 量	m ³			
報告に係る期間中に搬入した土砂の搬入元等の内訳	搬入元の氏名又は名称	搬入元の工事場所	工事の種類	土砂の数 量
その他参考となる事項				
連絡先	部	課	係	(内線)
	電話番号			

備考 搬入元の工事場所は、当該工事場所の所在及び地番を記載してください。

◎「神奈川県二一八七」

六〇九の一〇六

六〇九の一〇七

土砂搬入日報總括表

[illegible]

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別に記入した書類を添付してください。

609の107

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第14号様式(第20条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

土砂埋立行為廃止(完了)届

年 月 日

神奈川県

土木事務所長殿

(神奈川県

治水事務所長)

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第18条第1項(条例第19条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置及び区域			
許可年月日及び許可番号		年 月 日	第 号
廃止(完了)年月日		年 月 日	
備 考			
連絡先	部 課 係	電話番号 (内線)	

備考 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入してください。

一部改正〔令和元年規則15号・3年80号〕

◎〔神奈川県二一八七〕

六〇九の一〇八

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第6号様式

第15号様式 (第22条関係) (用紙 縦6.5センチメートル 横9.5センチメートル)
(表)

第 号	身 分 証 明 書
写 真	所 属
	氏 名
	年 月 日 生

上記の者は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例第20条第5項及び第6項並びに第24条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

神奈川県知事印

(裏)

神奈川県土砂の適正処理に関する条例 (抜粋)

(土砂搬入禁止区域の指定)

第20条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、土砂埋立行為が行われている土地の区域 (土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域) (2,000平方メートル未満のものを除く。) 及びその周辺の土地の区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の搬入を禁止する区域 (以下「土砂搬入禁止区域」という。) として指定することができる。

5 知事は、第1項の指定の準備のため必要がある場合においては、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 知事は、第1項の指定をしたときは、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(立入検査)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 第20条第7項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

◎「神奈川県二一八七」

第9条

六〇九の一〇九

(削除)

第11編 土木 (神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則)

第16号様式 (第24条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

施工状況確認・報告書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

土地の所有者

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

確認年月日	年 月 日	所有する土地の 所在及び地番
土砂埋立行為の許可 を受けた者の氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏 名)		
施 工 状 況	1 土砂埋立行為を行う土地の区域を越えて、土砂の埋立てをしている。	
	2 土砂の盛土の高さが施工計画より高くなっている。	
	3 施設が施工計画どおりに設置されていない。	
	4 施工計画どおりに施工されていない (1から3までの事項を除く)。	
	5 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生した。	
	6 土砂の崩壊、流出その他の災害が発生するおそれがある。	
特 記 事 項		
確認者	氏 名	
	住 所	
	土地の所有者 者との関係	

- 備考 1 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第26条の2第1項の規定による確認は、少なくとも3月に1回、土砂埋立行為等を行う土地 (自己所有地に限る。) について行ってください。確認方法は、目測で構いません。
- 2 施工状況の欄は、該当する事項があれば、その番号に○を付けてください。4に該当する場合は、具体的な内容を特記事項の欄に必ず記載してください。
- 3 確認者の欄は、現地において土地の所有者本人以外の者が確認した場合に記載してください。
- 4 施工状況の欄の1から4までのいずれかに該当する場合は、この書面を、確認の日から起算して7日以内に許可をした神奈川県土木事務所長 (神奈川県治水事務所長) に提出してください。
- 5 施工状況の欄の5又は6に該当する場合は、速やかに許可をした神奈川県土木事務所長 (神奈川県治水事務所長) に通報してください。

追加 [平成24年規則92号]、一部改正 [令和元年規則15号・3年80号]

◎ [神奈川県二一八七]

六一〇 (六一四)